

『吏文』と『吏文輯覽』

1. 吏文とは何か

「吏文」とは、中国でいう「吏牘文」(吏牘体)と同義で、官庁の書記官(胥吏)が用いた公文書用の文体のこと。朝鮮では主として外交文書に用いられる文体を指す。いわゆる「吏読」(朝鮮語の助詞や助動詞を表す漢字を送り仮名のように用いたもの)とは異なる。

朝鮮では、事大交隣(事大は中国との外交、交隣はその他の国との外交)の文書を司る機関として太宗十年(1410)に承文院が設置されたが、そこで起草される文書が吏文であるため、漢語・漢文を学んだ者もそれとは別に吏文を学ぶ必要があった。そこで承文院には吏文習読官・吏文学官・漢史学官といった職員が置かれ、学生の教育に当たった。

太祖二年(1393)に設置された司訳院は通訳官の養成機関であり、主として実用的な語学を司ったが、訳学と吏学は互いに関連が深いため、試験では吏科に漢語を、訳科に吏文を科すといったことがよく行われた。

2. 吏文の特徴

小倉進平(1940:343)が「旧来の漢文にもあらず、さりとして又近世の支那語の如きものにもあらず、一種特別の構造を有する漢文・漢語を指す」というように、吏文の文体を定義することは甚だ難しい。

中国の公文書に見られる吏牘体の特徴について、吉川幸次郎(1954)は次のように言っている：

(1) 古文家の文語と文法の基本をおなじくしつつも、古文家の文語のごとく芸術的緊張をめざさない；(2) しかも吏牘の文をしての緊張をめざす；(3) 緊張を作る要素としては(a)四字句もしくはその変形を基本とするリズム、(b)ある種の口語的語彙をふくむ吏牘特有の語の頻用、(4) しかしその緊張は、容易に弛緩をゆるすのであって、往々、更に多くの口語的要素を導入して、緊張をやぶる；(5) さればといって緊張を全くくずし去ることはない。

なんだかよく分からないが、要するに吏文とは四字句を基本とする文言の格式を用いながらも口語的な語彙と公文書用語を頻用する文体と言える。

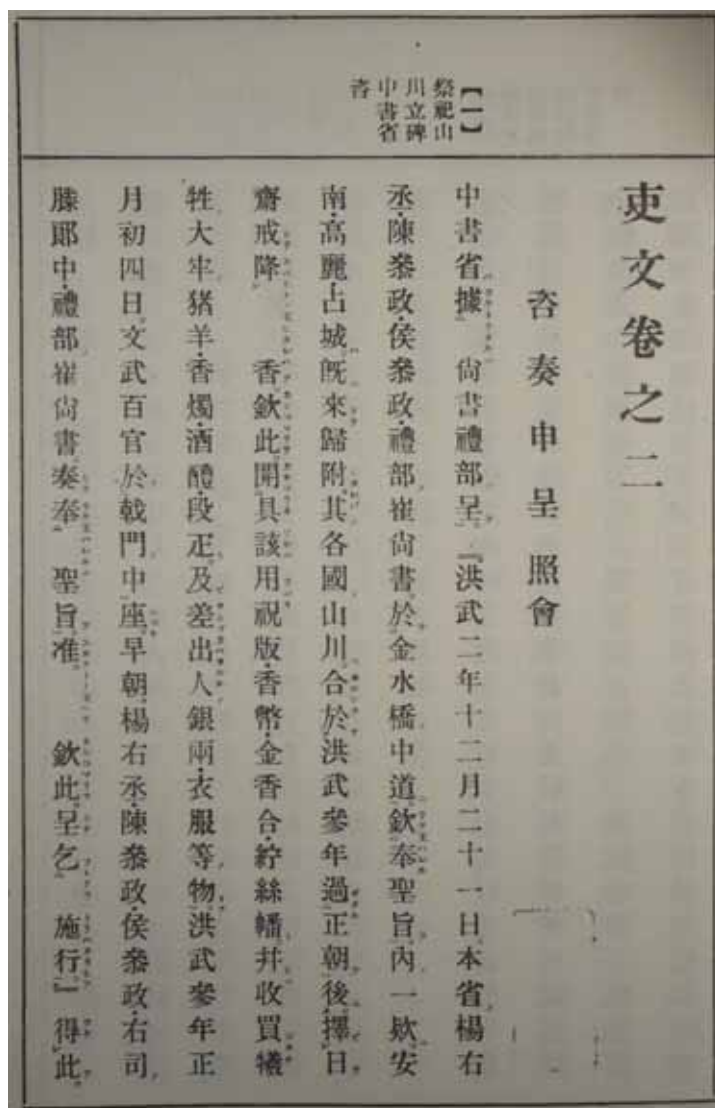
吏牘用語については田中謙二(2000)の解説が最も詳しい。そこでは後述する『吏文輯覽』の記述も大いに利用されている。

3. 『吏文』

文献としての『吏文』は明朝が作成した高麗・朝鮮王朝及び朝鮮民族に関係する公文書を集成したもので、朝鮮において吏文の学習用に編纂されたもの。刊年・編者とも不明。

もと四巻だが、宣諭・聖旨の類を収めた巻一を欠く三巻本が現存している。巻二「咨・奏・申・呈・照會」32条、巻三「咨・奏・呈・題奏」20条、巻四「榜文」41条の計93条からなり、明の洪武三年（1370）から成化十四年（1478）までの内容を含んでいる。

現存諸本の中では宮内庁書陵部蔵の木活字本（三巻三冊）が最善本とされ、それに基づいて排印し訓読を施したものが前間恭作（1942）である（極東書店 1962、国書刊行会 1975 はこれを影印したもの）。下はその冒頭部分（極東書店 1962 による）:



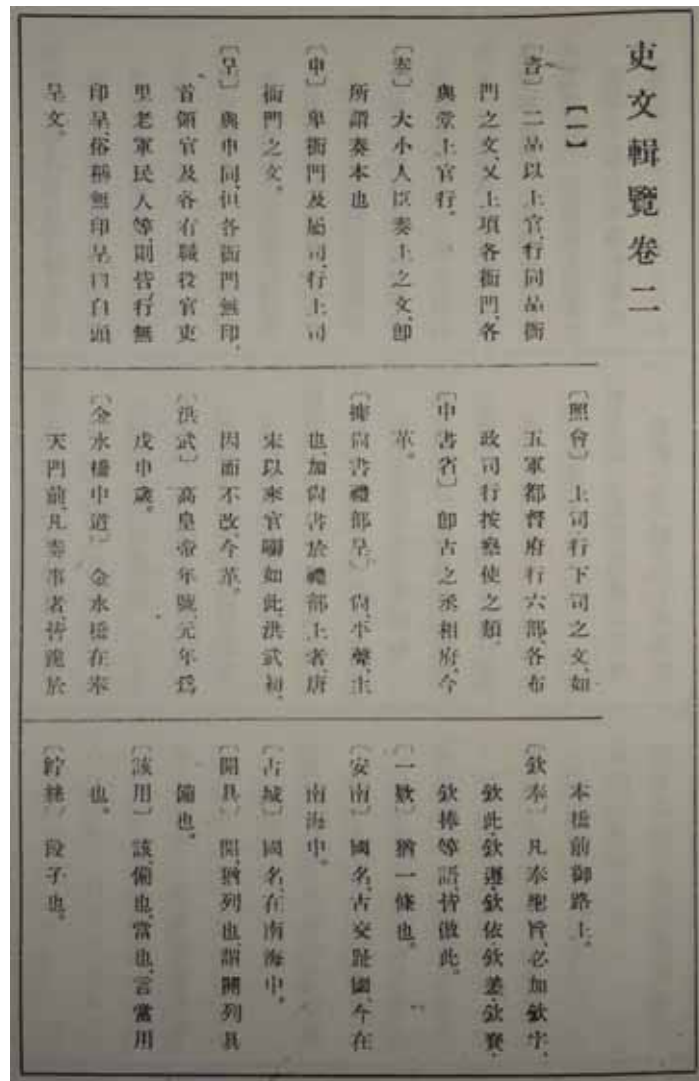
その他、ソウル大學校奎章閣や天理図書館などに数種の版本や鈔本が現存する模様（遠藤光暁 1990 の目録参照）。

4. 『吏文輯覽』

『吏文輯覽』は『吏文』の所収語彙に対する注釈集で、崔世珍（1467-1543）の手になるもの。やはり巻一を欠く三巻（巻二・三・四）からなる。巻首に「輯覽凡例」8条があり、その末尾に「嘉靖十八年七月 日折衝將軍行義興衛副護軍臣崔世珍奉教撰集」とある。嘉靖十八年は1539年であるから、崔世珍の著作としては『翻譯老乞大・朴通事』、『老朴集覽』（1510頃?）から30年、『四聲通解』（1517）から20年、『訓蒙字會』（1527）から10年ほど後のことになる。

『吏文輯覽』には「吏文續集輯覽」という一篇も附載されている。「輯覽凡例」の第6条によれば、従来の『吏文』は数が少なく、また時機に合わないので、弘治（1488-1505）・嘉靖（1522-1566）年間の吏文から学びやすいものを選んで続集としたという。

ソウル大學校奎章閣蔵の木版本（古 5700-6）に基づき、対応する『吏文』の条を示した上で排印したものが前間恭作（1942）に附載されている。下はその冒頭部分（極東書店本による）:



前間恭作（1942）に基づいて所収項目を五十音順に配列し直したものが京都大学東洋史研究室（1952）で、語彙から引く際には便利である。

5. まとめ

『吏文』は中国で編纂されたものであるから朝鮮資料ではない。また、その文体の性格上、中国語文法史に関わる資料として利用することには慎重でなければならない。ただし、口語語彙に関する資料としては一定の価値がある。

『吏文輯覽』には吏牘用語とともに多くの口語語彙が収められており、それに対する当時の解釈を知る上で貴重な資料と言える。また、他ならぬ崔世珍の著作であることがこの書の価値を高めており、彼の『老乞大』・『朴通事』に対する諺解や注釈との関連などは考察されてしかるべきテーマである。

なお、「吏読」の用語には吏文に由来を持つものがあり、『吏文』と『吏文輯覽』は朝鮮語学にとっても重要な資料を提供するものと言える。

<参考文献>

- 遠藤光暁（1990）『《翻譯老乞大・朴通事》漢字注音索引』東京：好文出版（『開篇』単刊3）。
- 小倉進平（1940）『増訂朝鮮語學史』東京：江南書院。
- 京都大学東洋史研究室（1952）『吏文正續集覽』京都：京都大学東洋史研究室。
- 田中謙二（1969）「吏文」中国語学研究会編『中国語学新辞典』294-295。東京：光生館。
- 田中謙二（2000）「元典章文書の研究」『田中謙二著作集』2：275-457。東京：汲古書院。
- 前間恭作遺稿・末松保和編（1942）『訓讀吏文（附）吏文輯覽』京城：私家版；極東書院影印（1962）；国書刊行会影印（1975）。
- 吉川幸次郎（1954）「元典章に見えた漢文吏牘の文體」『東方學報京都』24：367-396；校定本元典章刑部第一冊附録『元典章の文體』1-45。京都：京都大学人文科学研究所。

この項目は竹越孝が担当しました